

柏崎市地盤沈下防止対策基本指針

平成 6 年 11 月 1 日

(目的)

第 1 条 この基本指針は、柏崎市における消雪用地下水の過剰揚水等に起因する深刻な地盤沈下問題に対処するためには、克雪対策を踏まえた計画的、かつ、総合的な地盤沈下防止施策の推進が極めて重要であることにかんがみ、これらの施策の基本的方向及び事項を定めることを目的とする。

(地盤沈下防止対策地域)

第 2 条 柏崎市における地盤沈下防止対策地域(以下「対策地域」という。)とは、鯖石川河口から同川に沿って南へさかのぼり北陸自動車道に至り、同自動車道に沿って西に進み鵜川に至り、同川に沿って北へ下り同河口に至り、日本海の波打ち際に沿って鯖石川河口に至る内部一円の地域及び鯖石川東岸の松波町地内並びに鵜川西岸の番神、中浜、大久保、若葉町、米山台、常盤台、三島町及び剣野町地内とする。

(柏崎市の責務)

第 3 条 柏崎市は、県及び関係機関等と密接な連携と協力を図り、この指針の定めるところにより実施すべき施策を計画的に推進しなければならない。

(施策の基本方針)

第 4 条 柏崎市は、対策地域の地盤沈下の進行を防止することを最終目標として、県及び関係機関等の協力を得て各施策の整合性ある実施計画を定める等して効果的な推進に努めるものとする。

2 地下水位低下量の設定

柏崎市は、地下水の揚水による地盤沈下を生じさせないガイドラインとしての地下水位低下量の設定を図るため、県及び関係機関の協力を得て地下水位と地盤収縮量の相関関係の調査を継続し、解析に努めるものとする。

3 主要施策の推進

(1) 地下水揚水の抑制及び削減

柏崎市は、地盤沈下の進行を抑制するためには、消雪用地下水の揚水を抑制及び削減させることが重要なことから次の施策を推進する。

ア 機械除排雪体制の徹底した強化と市街地における機械除排雪区域の拡大に努めるものとする。

イ 地下水の揚水を抑制するため、今後、対策地域内において公共用消雪パイプを新設しないものとする。

ウ 対策地域における既存の消雪パイプの自動可変型及び交互散水方式等節水型消雪パイプへの転換事業の実施計画を定める等して積極的に推進するものとする。

エ 県及び関係機関に上記ア、イ及びウの協力を求める。また、民間事業所等に対しても同様の協力を求めるものとする。

(2) 地下水非依存型消雪施設の普及及び促進

柏崎市は、対策地域の地盤沈下の進行を防止するために、次の地下水非依存型消雪施設の普及を計画的に推進する。

ア 公共施設に流雪溝、無散水消融雪施設等の地下水を使用しない消融雪施設の導入を積極的に図るものとする。

イ 地下水を使用する消雪施設を有する民間事業所等に対しても、地下水を使用しない消雪施設への転換について、積極的に協力を求めるものとする。

ウ 狭隘な生活道路の解消を積極的に図り機械除排雪体制の拡大に努めるものとする。

エ 県及び関係機関と連絡調整を図り、非灌漑期における農業用水の克雪用水への活用を図る等の総合的な水利用を推進するものとする。

(地盤沈下防止啓発活動の促進)

第 5 条 柏崎市は、地盤沈下防止対策の効果的促進のためには、地域住民及び民間事業所等の地盤沈下の認識と理解が重要であり、行政と一体となった地域ぐるみの防止対策への協力及び取り組みが不可欠なことから、あらゆる機会を通じて地盤沈下防止意識の高揚を図る啓発活動を積極的に行うものとする。

2 柏崎市は、前項の啓発活動を具体的、かつ、効果的に促進するため、「柏崎市地盤沈下防止啓発活動要領」を別に定めるものとする。

(推進体制)

第 6 条 柏崎市は、県及び関係機関の援助と協力を得て、一体となった施策の総合的推進を図るため、「柏崎市地下水対策連絡会」を設置し、必要な調整及び協議を図るものとする。